

ナロー・バンクの可能性

「ナロー・バンク論」といえば、これまでは金融システムやマクロ経済の安定確保といった文脈で議論されることが多かった。今後は、こういった「予防的」な文脈だけでなく、キャッシュレスや決済を軸としたイノベーションの促進など、より「前向き」な文脈においてこそ、「ナロー・バンク論」が検討される価値が高いと考えられる。

決済の横断法制論議を受けて

2019年7月26日に、金融審議会に設置されていた金融制度スタディ・グループから、決済の横断法制に関する報告書（以下、報告書）が公表された。報告書では、資金移動業に関する制度の改善が提案されているが、そのポイントは、①現在100万円までとされている資金移動業者の送金上限額を見直し、送金額に応じて3つの類型に柔構造化すること、②すべての類型において利用者資金の滞留を抑制する施策を新たに導入すること、の2点に集約できる。

1点目の送金上限額の見直しは、以前から事業者や業界団体から提案されていた内容であり、様々な送金ニーズへの対応を通じて利用者の利便性を向上させることが企図されている。2点目の「滞留制限」が盛り込まれた背景の一つは、利用者保護強化のためである。現行制度上、資金移動業者は利用者から受け入れた資金の100%以上を保全する義務を負っているものの、保全手段によってはタイムラグが生じ、業者破綻時に利用者に資金が返還されないリスクが残るため、利用者から受け入れる金額や期間に制限を設けるというものである。もう一つの背景としては、あまりに長期間にわたって資金移動業者に利用者の資金が滞留してしまうと、出資法第2条で禁止されている「預り金の受け入れ」に抵触する可能性があった。つまり、もともと「資金移動業者は送金業であるため利用者資金は預かるべきではない」という制度設計上の前提があった訳だが、この前提と現実の利用実態が乖離することを防ぐために、滞留制限というルールが提案されたと考えられる。

今回の報告書に示された内容は、制度上の前提と現実との乖離を短期間のうちに解消するという意味で、現実的な対応策としては評価できる。しかし、長い目で見ると、別の観点からの対応が必要になってくるようにも思う。それは、「資金移動業は利用者から資金を預かるもの」という前提に切り替えた上で、それに沿った業を定義することではないか。

銀行が担う基本的な機能を「預金」「為替」「貸付」とすると、現在の資金移動業は「為替取引は行うが、預金の受け入れと貸付は行わない業」といえる。そして、前述のような「前提」に切り替えた場合に想定される業とは、「預金の受け入れと為替取引は行うが、貸付を行わない業」であり、金融論における「ナロー・バンク」や「決済専門銀行」と呼ばれるものに相当する。もっとも、この議論は金融審の報告書のスコープからは外れるため、短期間のうちに現実味を帯びるような話ではない。それでも、筆者がこのような業を考える意味があると思うのは、以下のような理由からである。

「ナロー・バンク論」の今日的な意義

第一に、ユーザーの利便性の観点である。資金移動業者は現在64の事業者が登録されているが、生活者に馴染みがあるのは「〇〇ペイ」などのスマホ決済を提供する事業者だろう。今後、キャッシュレス取引がこれまで以上に社会に浸透することを踏まえると、決済サービス市場における資金移動業者のプレゼンスは拡大していくと考えられる。彼らが提供する口座は「ウォレット」と呼ばれることが多いが、文字通り財布のような「日常使い」のツールになっていくにつれて、「資金を置いてお

NOTE

- 1) 関口健太 (2019)「金融規制法における「預金受入れ」の位置付けについての一考察～スイスにおける改正銀行法を手掛かりとして～」(日本銀行金融研究所 ディスカッションペーパーシリーズ 2019年6月) によれば、スイスでは2018年の法改正を経て、銀行業を営まない主体が預金の受け入れを行うための免許が創設されたことである。同論文では、スイスにおける法改正の内容や経緯などについて、非常に詳しく整理されている。
- 2) 小早川周司・中村恒 (2000)「ナロー・バンク論に関する一考察 ―実務的・理論的サーベイ―」(日本銀行金融研究所「金融研究」2000年3月号) では、学界での主な研究成果をサーベイした上で、「ナロー・バンク」の類型化を行っている。
- 3) 「預金」と「預り金」の境界が曖昧であるという点についても、前掲の関口健太 (2019) において詳細に論点整理がなされている。
- 4) 本稿は、拙稿「決済の横断法制が浮き彫りにした課題」(金融ITフォーカス2019年9月号)を土台に、「ナロー・バンク」の軸から考察したものである。

くツール」]として位置付けられた方が利便性に配慮できるのではないか。

第二に、将来的なサービスの広がりを妨げないという観点である。例えば、利用者から資金を預かり、債権債務関係を維持しながら他のサービスに誘導していく、といったビジネスを考える事業者が登場したとする。仮にこの事業者が利用者資金を原資とした貸出や運用を一切行わないとしても、今の枠組みでは銀行免許を取得する必要がある訳だが、その場合、決済機能しかもたないはずの「ナロー・バンク」に対して「バンク（銀行）」と同じ規制を課すことになり、過剰な規制につながってしまう。つまり、「ナロー・バンク」という選択肢が確立されていないために、決済を起点とした様々なイノベーションが阻害されてしまう可能性が残る。さらに、既存の銀行の中にも、決済に特化した機能（つまり「ナロー・バンク」）を保有し、それを起点に事業全体を再構築したいと考える銀行が出てくる可能性もゼロではないことを踏まえると、選択肢が不足しているという現状は、新興企業や新規参入企業だけでなく、既存の銀行にとっても望ましいとは言えない。

将来、誰がどのような新しいサービスを生み出すかは予測できない。むしろ予測できないことを前提に、どのようなサービスが生まれても対応できるよう、サービスが担う機能の組み合わせに応じて規制を選択できるほうが望ましい。この観点からも、「ナロー・バンク」が持つ意味は小さくないように思う¹⁾。

もっとも、一口に「ナロー・バンク」といっても、確立した一つの定義があるわけではないため、具体的な絵姿をイメージすることは簡単ではない²⁾。最終的な資金決済が、商業銀行の預金を通じて行われるのか、それと

も中央銀行預金を通じて行われるのかといった点だけでも、非常に大きな分かれ目となる。さらに、わが国では「預金」と「預り金」という用語の法律上の定義は曖昧だが、「ナロー・バンク」が利用者から受け入れる資金をどう位置づけるのかといった点も難しい問題だ³⁾。これらと関連して、清算システムの仕組みをどうするのか、利用者資金を預金保険制度の付保対象とするのか、銀行業との比較で具体的にどのようなレベルの規制を課す必要があるのかなど、考えるべき論点は多岐にわたるだろう。

これまでの金融論を振り返ると、資産価格バブルの崩壊やインフレの加速など、金融システムや実体経済が不安定化したという問題がまず起こり、それらに対する一つの処方箋として「ナロー・バンク論」が脚光を浴びてきたという経緯がある。おそらくその根底には、銀行部門の過度なリスクテイクや与信行動を抑制することが、金融システムや実体経済の安定化をもたらさうという考え方があったと思われる。こういった、いわば予防的な文脈での「ナロー・バンク論」は、現代においても相応に意味があるだろう。しかし、本稿で述べたように、将来的にはキャッシュレスの推進や決済サービスのイノベーション促進といった、「前向きな」文脈においても「ナロー・バンク論」が位置づけられ、より現実的な問題として議論される価値は十分あるように思える⁴⁾。

Writer's Profile



竹端 克利 Katsutoshi Takehana

金融イノベーション研究部
上級研究員
専門はマクロ経済分析、資金循環分析、通貨・金融制度論
focus@nri.co.jp